

令和2年8月5日

神奈川県労働局長

園田 宝 殿

神奈川県最低賃金審議会

会長 盛 誠吾



神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月3日付け神労発基第0703第1号をもって貴職から諮問があった標記のことについて、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さに加えて、最低賃金制度が賃金の低廉な労働者の賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図るとともに、国民経済の健全な発展への寄与についてもその目的としていることを踏まえて慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くしていただくほか、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較考量しつつ、目安額設定についての議論を深めていただくよう強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であり、今後とも生産性向上の支援や取引条件改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等に取り組むとともに、これらの事業者に対する支援策の周知及び活用の促進に努めるほか、各助成制度の申請手続等に際し、事業者に過大な負担が生ずることのないよう適切に運用されるよう要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

神奈川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
神奈川県全域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1012円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日